

「設楽ダム住民訴訟」の結果報告

2014年5月21日

設楽ダムの建設中止を求める会 代表 市野和夫

2007年2月住民監査請求、4月名古屋地裁提訴、2010年6月30日判決（一審）、2013年4月24日名古屋高裁判決（二審）いずれも不当判決で、上告していましたが、最高裁が2014年5月9日付けで上告棄却を決定し、通知してきました。

【最高裁第一小法廷の上告棄却決定について】

「第1 主文

1 本件上告を棄却する。 2、3 略

第2 理由

1 上告について

…。本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、…。」

となっています。

私たちの書面の要旨は、中止を求める会のホームページに載っています。

<http://no-dam.net/130704joukokuriyuuouushi.pdf>

高裁の判決が原告側の主張を捻じ曲げたり、書かなかったり、判決理由を満足に述べていないことを指摘し、高裁判決が、行政（被告）側にとって問題が生じるような事実については、原告が全く主張していないかのように無視して判決を書いていることを問題としているのです。これは民訴法312条2項6号の「判決理由を付さない」という条項が当てはまるものとして上告したものです。

「2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。」

この318条1項、最高裁の判例に相反する判断の場合に当たる…として、上告受理申立てをしたものです。ホームページの上告受理申立て要旨は以下です。

<http://no-dam.net/130705joukokujuriryuuuyoushi.pdf>

最高裁第一小法廷では、私たちの書面はきちんと検討されたのか？ なぜ受理を認められないかの説明はまったく書かれていません。

いずれにせよ、行政べったりの姿勢が、最高裁にも蔓延^(注)していて、名古屋高裁のひどい判決をそのまま確定させることとしたのだと判断します。

（太字部分は、最高裁決定抜粋）

（注）5月16日の中日新聞には、三重県のし尿処理組合「鳥羽志勢広域連合」の住民訴訟について、一審、二審は住民が一部勝訴したが、昨年3月最高裁が「裁量権の逸脱があったとはいえない」として名古屋高裁に差し戻し、15日の判決で、広域連合（行政）側が、逆転勝訴（住民側敗訴）したとの3段記事が載りました。ちなみに、この差し戻し審の裁判長は、設楽ダム住民訴訟の高裁判決を出した人物でした。